

公害紛争処理制度のしくみ

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度が設けられています。公害紛争を処理する機関としては、市区町村の**公害苦情相談窓口**、都道府県の**公害審査会等**及び国の**公害等調整委員会**が置かれており、情報交換などを通じ、相互の連携を図ることで、公害紛争処理制度全体として解決力の総和を高めています。

各機関では、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されないよう、特色を活かした運用を行い、適切な事件を汲み上げるとともに、解決が困難な事案についてはふさわしい機関で処理されるよう、相互の連携と役割分担を図っています。

公害紛争事件の管轄

都道府県公害審査会等	公害等調整委員会
<p>【調停、あっせん及び仲裁】 右の重大事件、広域処理事件及び県際事件以外の全ての事件</p> <p>※都道府県公害審査会等は裁定を行いません。</p>	<p>【調停、あっせん及び仲裁】 重大事件 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある次の事件 (1) 生命、身体に重大な被害が生じる事件 (2) 被害の総額が5億円以上の事件</p> <p>広域処理事件 航空機や新幹線に係る騒音事件 県際事件 複数の都道府県にまたがる事件</p> <p>【裁 定】 全ての事件</p>

公害紛争処理の流れ

